

ご質問につき、回答させていただきます。

最初のご質問につきましては、企業会計原則注解【注 1-3】に規定されている「重要な後発事象」は、5項目となっておりますが、これは一般的なものを例示しております。「重要な後発事象」は注解【注 1-3】で述べられているように、「財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。」とされていますので、これに該当するものは、注解【注 1-3】の5項目に限らず「重要な後発事象」となります。

ちなみに、実務上においては、日本公認会計士協会から出されている「監査・保証実務委員会報告第 76 号」に、より具体的な項目が示されております。したがって、6項目に該当するものは、当該解答だけではありません。本試験において注意したほうがよい項目の一例として解答上記させていただきましたので、それ以外としては監査・保証実務委員会報告 76 号に示されているもの等を参考にしてみてください。

本試験においては、注解【注 1-3】で示されているもので十分ですが、5項目に限定されるものではありませんので、ご注意ください。